

容器包装利用・製造等実態調査

説明資料

平成23年7月
経済産業省
農林水産省

【目次】

I. 調査の概要について

II. 調査票の記入方法について

- 記入例
1. 複数の業務で容器を利用する場合
 2. 医薬品の輸入を行っている場合
 3. 容器製造等事業者の場合
 4. 委託生産・輸入を行っている場合
 5. 副業で容器を利用している場合
 6. 容器の利用・製造等に関係ない場合
 7. 事業所内部で製袋化し、商品を詰めている場合
 8. 利用事業者以外の者から容器製造に関する委託があった場合
 9. 商品に複数の容器包装を利用する場合
 10. 小売に際してレジ袋を用いる場合
 11. 自ら輸入した商品を小売する場合
 12. 事業所で自ら商品を製造し、販売している場合
 13. 農家が農作物を消費者に直販している場合

III. 今後のスケジュール

【添付資料】

- ・ 調査票記載例（例1～例13）
- ・ 容器包装利用・製造等実態調査票（平成23年度）
- ・ 簡易回答票
- ・ 記入上の注意
- ・ 本調査Q & A

I. 容器包装利用・製造等実態調査の概要

1. 調査の必要性

- (1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき平成9年度から、容器を製造している事業者、容器包装を利用している事業者、輸入業者は、容器包装廃棄物の再商品化の義務を負うこととなっている。
- (2) 一方、再商品化の義務は、国が毎年公表する「数量」「比率」を用い、各事業者が個々に算定する。
- (3) 当該調査は容器包装を用いた商品の販売額、容器包装の利用量等を集計、分析して、各事業者が自身の再商品化義務量を算出するときに必要となる「数量」「比率」等を算定するためのものである。
- (4) 再商品化義務量が決定されていくものであることから本件は基本的に悉皆調査を行うべきものであるが、そのためには膨大な調査が必要となるため、標本調査として毎年度実施することとしている。

2. 調査事項

再商品化義務の対象となる容器包装の製造・利用実態につき企業毎に次の事項を調査する。

- ・ 全従業員数、総販売額の区分
- ・ 連絡先
- ・ 業務別販売額
- ・ 容器利用事業者の容器包装の利用量
- ・ 容器包装を用いた製品の販売額、その流通経路
- ・ 容器メーカーの容器の出荷先、出荷量及び販売額

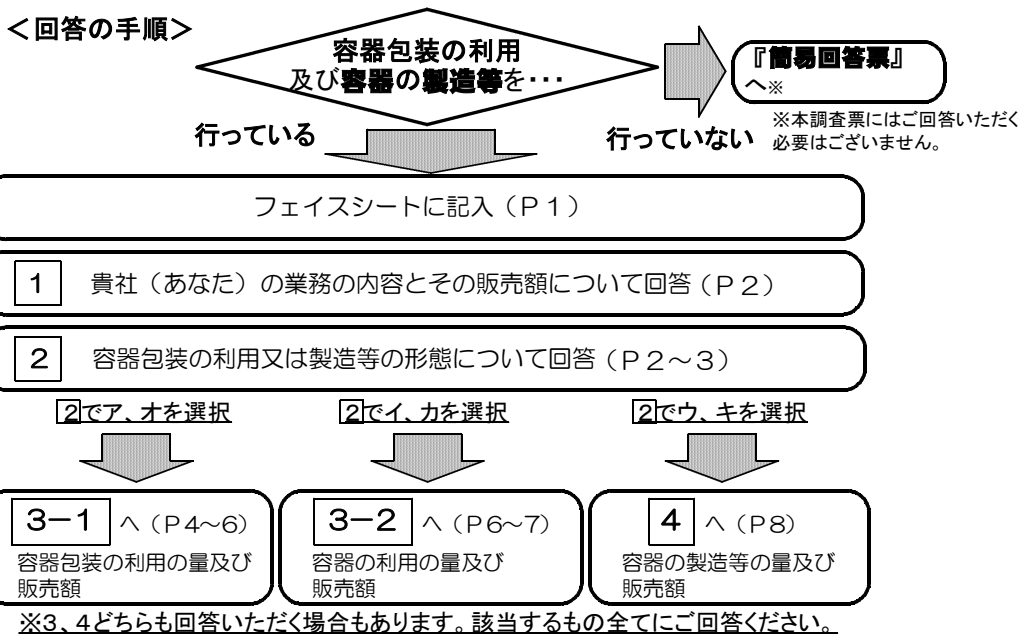
3. 調査対象業種・数

- (1) 経済産業省分
製造業者（工業統計調査による） 約 10,026社
卸売業及び小売業（商業統計調査による） 約 11,619社
合計 約 21,645社
- (2) 農林水産省分
食料品製造業、卸売業及び小売業、農林漁家等 約 19,496事業体
- (3) 調査票発送数合計 約 41,141事業体

4 調査結果の利用

調査結果は再商品化義務を履行する事業者が、自身の再商品化義務量を算出する時に必要となる「数量：容器包装廃棄物の業種別排出量等」及び「比率：業種別の分担比率等」を国が算定する際の基礎資料として用いる。
なお、回答のあった企業等のデータは、数値を算定する以外には用いない。

II. 調査票の記入方法……………当該調査票は「企業単位」で記入する。



1. 調査票の回答手順

(1) フェイスシートを記入

(2) 1の回答欄「貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について」を記入

ポイント：貴社における本来の業務の販売額を記入。

例：百貨店が食料品の委託生産を行っている場合の販売額
↓
「IV. 卸・小売業」の欄に委託生産した食料品の小売販売額を含め記入

(3) 2の回答欄「容器包装の利用又は製造等の形態について」を記入

(4) 3の回答欄を記入（* 2の回答欄で回答するよう指示があった場合）

ポイント：委託生産、輸入等を行っている場合には、自らが商品を製造したものと見なして業種を記入。

例：百貨店が食料品の委託生産を行っている場合
↓
「1. 食料品製造業」と見なして記入

(5) 4の回答欄を記入（* 2の回答欄で回答するよう指示があった場合）

容器包装利用・製造等実態調査
調査票の記入方法
(業種の考え方について)

調査票 記入例	貴社の業務 1の回答欄 (本来業務)	容器包装利用の量及び販売額 3の回答欄 (業 種)	容器製造等の量及び販売額 4の回答欄 (出荷業種)
1. 複数の業務で容器を利用する場合 (事例：酒造会社)			
①清酒の製造販売 →	製造業	酒類製造業	-----
②清涼飲料の製造販売 →	製造業	清涼飲料等製造業	-----
2. 医薬品の輸入を行っている場合 (事例：製薬会社)			
①製造した医薬品の販売 →	製造業	医薬品製造業	-----
②輸入した医薬品の販売 →	卸・小売業 (輸入業務)	医薬品製造業 (自らが商品を製造したと見なす)	----- (但し、容器製造等事業者としての義務は生じる)
③医薬品をバルク輸入し国内で充填して販売 →	製造業 (バルク輸入の医薬品を国内で分配した場合は製造業として取扱う)	医薬品製造業	-----
3. 容器製造等事業者の場合 (事例：ガラスびん製造会社)			
①食料品用の容器を製造 →	製造業	-----	食料品製造業
②酒類用の容器を製造 →	製造業	-----	酒類製造業
4. 委託生産・輸入を行っている場合 (事例：百貨店)			
①食料品の製造を委託 →	卸・小売業 (百貨店の業務)	食料品製造業 (委託して生産したことから、自らが商品を製造したと見なす)	-----
②ワインを輸入して販売 →	卸・小売業 (輸入業務)	酒類製造業 (自らが商品を製造したと見なす)	----- (但し、容器製造等事業者としての義務は生じる)
③ジャムをバルク輸入し国内で充填して販売 →	卸・小売業 (医薬品以外の商品のバルク輸入は輸入業務として取扱う)	食料品製造業 (自らが商品を製造したと見なす)	-----
5. 副業で容器を利用している場合 (事例：造船会社)			
①船舶の製造・修理 →	製造業 (主たる業務)	-----	-----
②食料品の製造販売 →	製造業	食料品製造業	-----
6. 容器の利用・製造等に関係ない場合 (事例：製鉄会社)			
：棒鋼の生産 →	(簡易回答票に回答) 製造業	-----	-----

調査票 記入例	貴社の業務 1の回答欄 (本来業務)	容器包装利用の量及び販売額 3の回答欄 (業種)	容器製造等の量及び販売額 4の回答欄 (出荷業種)
7. 事業所内部で製袋化し、商品を詰めている場合 (事例：製薬会社等)	→ 製造業	医薬品製造業	-----
8. 利用事業者以外の者から容器製造に関する委託があった場合 (事例：紙・プラ容器包装製造・加工会社)			
①原反のまま利用事業者に納入	→ 製造業	-----	-----
②容器を加工し、納入	→ 製造業	-----	(例えば精密機械製造業) [加工内容の決定権をもつ場合]
9. 同一商品に複数の容器包装を用いる場合 (事例：化粧品会社)	→ 製造業	化粧品等製造業	-----
10. 小売に際してレジ袋を用いる場合 (事例：スーパー)	→ 卸・小売業	小売業	-----
11. 自ら輸入した商品を小売にする場合 (事例：百貨店等の小売事業会社)			
①化粧品の輸入した際に付されていた容器包装	→ 卸・小売業	化粧品等製造業	----- (但し、容器製造等事業者としての義務は生じる)
②化粧品の小売の際に付した容器包装	→ 卸・小売業	小売業	-----
12. 事業所で自ら商品を製造し、販売している場合 (事例：ケーキ店)	卸・小売業 (但し、飲食スペースがあり、その売上の方が多く有している場合は、飲食店となる。)	小売業	-----
13. 農家が農作物を消費者に直販している場合			
①米をプラ袋に入れて販売	→ 農林業	小売業	-----
②生しいたけをネットに入れて販売	→ 農林業	小売業	-----

記入例 1. 複数の業務で容器を利用する場合（酒造会社のケース）

ポイント：①3の回答欄において、容器包装を利用している業種ごとに、容器包装の利用量、容器の利用商品販売額等を記入する必要がある。
②ペットボトルを利用又は製造等している場合、ボトル分はペットボトルの欄、ふたはプラスチック製容器の欄、ラベルはプラスチック製包装の欄に記入する。

○事業規模：従業員数：30人
：総販売額：10億40百万円 → フェイスシートに記入

○業務内容： → 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

：主たる業務は酒類製造業①（Ⅲ. 製造業）
・年間販売額 10億00百万円
・清酒を国内で購入した無色と茶色のびんに入れて販売

：従たる業務は清涼飲料製造業②（Ⅲ. 製造業）
・年間販売額 40百万円
・ジュースを国内で購入した無色のガラスびん・ペットボトルに入れて販売

業務 → 「Ⅲ. 製造業」に○をつける
販売額 → 10億40百万円

①酒類（清酒・焼酎）の製造販売

- ・清酒・焼酎の年間販売額10億円（百万本）
 - ・清酒を無色と茶色のガラスびんに入れて販売 → *特定容器の利用に該当
 - ・びんは全て購入 → 2の回答欄(P3)のアのa、bに○を付ける
 - ・容器の使用量、商品販売額等を記入 → 3-1の回答欄(P4)を記入する
- 業種 「3. 酒類」に○を付ける

内訳

- 無色びんの使用量 1本 250g × 10万本 = 25,000kg ③
: 無色びんの清酒は業務用に約4万本(10,000kg相当)を出荷しており、その空きびんを1万本(2,500kg相当)を回収している。
 (業務用 10,000kg → (うち回収 2,500kg)) ⑥ → 2,500kg
 (家庭用 15,000kg) ⑦ → 7,500kg
商品販売額 1本1,000円 × 10万本 = 100百万円 → ①
- 茶色びんの使用量 1本 1kg × 90万本 = 900,000kg → ③
商品販売額 1本1,000円 × 90万本 = 900百万円 → ①
: 自主回収の認定を受けている。 ----- ④ → 900,000kg

②清涼飲料の製造販売

- ・ ジュースの年間販売額 40百万円(30万本)
- ・ ジュースを無色のガラスびん、ペットボトルに入れて販売 → *特定容器の利用に該当
↓
- ・ びん、ペットボトルは全て購入 → 2の回答欄(P3)のアのa、d、f、hに○を付ける
- ・ 容器の使用量、商品販売額等を記入 → 3-1の回答欄(P4)を記入する
↓
→ **業種** 「2. 清涼飲料等」に○を付ける

内訳

- 無色びんの使用量 1本250g × 10万本 = 25,000kg → ③
商品販売額 1本100円 × 10万 = 10百万円 → ①
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

- ペットボトル使用量 1本25g × 20万 = 5,000kg → ③
商品販売額 1本150円 × 20万 = 30百万円 → ①
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

- ペットボトルのふた使用量 1本 3g × 20万本 = 600kg → ③
商品販売額 (上記ペットボトルと同じ) = 30百万円 → ①
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg
→

- ペットボトルのラベル使用量 1本 2g × 20万本 = 400kg → ③
商品販売額 (記入しない)
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

記入例 2. 医薬品の輸入を行っている場合（製薬会社のケース）

ポイント： 医薬品の輸入について、1の回答欄では、容器包装が付された医薬品を輸入する場合は「IV. 卸・小売業」として、医薬品を輸入して国内で分配充填する場合は「III. 製造業」として記入する。一方、3の回答欄では、両方の場合とも「5. 医薬品」に○をして回答する。

○事業規模 ・ 従業者数：200人 → フェイスシートに記入
総販売額：200億円
（うち容器入り医薬品の輸入販売額1億2千万円）

○業務内容： → 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

：主たる業務は医薬品製造業（III. 製造業）
・ 年間販売額 198億8,000万円
・ 医薬品を製造し、国内で購入した茶色のガラスびんに入れて販売①
・ 医薬品を輸入して国内で購入した無色のガラスびんに充填して販売③
：従たる業務は医薬品の輸入（IV. 卸・小売業）
・ 年間販売額 1億2,000万円
・ 無色のびんに入った医薬品を輸入して販売②

業務 → 「III. 製造業」に○をつける
販売額 → 198億80百万円

業務 → 「IV. 卸・小売業」に○をつける
販売額 → 1億20百万円

※ これらの他に、従たる業務として、食料品製造業等を営んでいれば、その旨同様に記述して下さい。

① 医薬品の製造販売

・ 医薬品を茶色のガラスびんに入れて販売 → *特定容器の利用に該当
↓
・ びんはすべて購入 → 2の回答欄(P3)のアのbに○を付ける
↓
・ びんの使用量、商品販売額を記入 → 3-1の回答欄(P4)を記入する
↓
→ 業種 「5. 医薬品」に○を付ける

内訳

- 茶色びんの使用量 1本 300g × 80万 = 240,000kg → ③
- 商品販売額 1本1,200円 × 80万本 = 960百万円 → ①
- : 医薬品は全て家庭向けに販売。回収はしていない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

②医薬品(びん入)の輸入販売

- ・無色びんに入った商品を輸入 → *特定容器の利用・製造等に該当
↓
→ 2の回答欄(P3)のイのaに○を付ける
- ・びんの使用量、商品販売額を記入 → 3-2の回答欄(P6)を記入する
- ・容器に入った商品を輸入した場合、
自らが商品を製造したと見なす → 業種 「5. 医薬品」に○を付ける

内訳

- びんの使用量 無色びん 1本 100g × 10万本 = 10,000kg → ③
- 商品販売額 1本1,200円 × 10万本 = 120百万円 → ①
- : 全て家庭用に販売し、回収していない ----- ⑥ ⑦ → 0kg

③医薬品の輸入販売(国内で分配充填)

- ・医薬品を無色のガラスびんに充填して販売 → *特定容器の利用に該当
↓
・びんはすべて購入 → 2の回答欄(P3)のアのaに○を付ける
- ・びんの使用量、商品販売額を記入 → 3-1の回答欄(P4)を記入する
- ・商品を輸入し、国内で分配した場合も、
自らが商品を製造したと見なす → 業種 「5. 医薬品」に○を付ける

内訳

- びんの使用量 無色びん 1本 100g × 20万 = 20,000kg → ③
- 製品販売額 1本2,000円 × 20万本 = 400百万円 → ①
- : 回収は全くしていない。 ----- ⑥ → 0kg
- : 全て業務用（医局向け）に販売している ----- ⑦ → 20,000kg

記入例 3. 容器製造等事業者の場合（ガラスびん製造会社のケース）

ポイント： 4の回答欄において、出荷対象業種ごとに、容器の販売額、容器の国内出荷量を記入する。

○事業規模：従業員数：100人
：総販売額：50億円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：

→ 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

：・年間販売額 50億円
・無色と茶色のガラスびんを製造し、
容器利用メーカーに出荷

業務 → 「Ⅲ. 製造業」に○をつける
販売額 → 50億00百万円

ガラスびんの製造

・ガラスびんの年間出荷額 56百万円

・無色と茶色のガラスびんを
容器利用メーカーに出荷

→ *特定容器の製造等に該当

↓
→ 2の回答欄(P3)のウのa、bに○を付ける

・びんの出荷量、出荷額を記入 → 4の回答欄(P8)を記入する

・びんは食料品製造業、酒類製造業に出荷

出荷対象業種

「1. 食料品」

「3. 酒類」に○を付ける

内訳

●無色びんの出荷（販売）量・額

：食料品製造業に出荷 容器販売額 6百万円 → ①

容器出荷量 1本1kg × 7万本 = 70,000kg → ②

：酒類製造業に出荷 容器販売額 2百万円 → ①

容器出荷量 1本1kg × 3万本 = 30,000kg → ②

：無色びんは回収していない。 ----- ③ → 0kg

: 製造メーカーは当該無色びんを用いた食料品及び酒類が業務用に出荷されているか否か不明。 ----- ④ → 記入しない。

●茶色びんの出荷（販売）量・額

: 全量酒類製造業に出荷 容器販売額 48百万円 → ①

容器出荷量

1本1kg × 80万本 = 800,000kg → ②

: 茶色びんも回収していない。 ----- ③ → 0kg

: 茶色びんを用いた酒類が業務用に10% (80,000kg) 出荷されていることが、びんの購入者（利用事業者）の出荷データにより判明。 ----- ④ → 80,000kg

記入例 4. 委託生産・輸入を行っている場合（百貨店のケース）

ポイント：① 2の回答欄で「委託・受託の関係がある商品」の選択肢にチェックする。
② 別々の業務内容でも同業種で同じ容器包装を利用・製造等しており、同じ回答欄（3-1、3-2、4）に誘導されたものは合算する。

○事業規模：従業者数：100人
：総販売額：100億円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：

：主たる業務は小売業（IV. 卸・小売業）

→ 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

：輸入業務あり（IV. 卸・小売業）

- ・年間販売額 100億円
- ・食料品の生産を他企業に委託し、その際に容器を指示。委託先で無色のびんを利用（自社ブランド）①
- ・ジャム（食料品）を輸入し、国内で無色のガラスびんに充填②
- ・その他の色びん入りのワインを輸入して販売③

業務 → 「IV. 卸・小売業」に○をつける
販売額 → 100億00百万円

①食料品の委託生産（生産を他企業に委託。容器を指示。自社ブランド）

・食料品の委託生産販売額 10億円

・食料品の生産を委託し、委託先で無色のびんを利用

→ *特定容器の利用に該当

・委託者・受託の関係で容器利用
事業者該当する

↓
→ 2の回答欄（P3）のオのaに○を付ける

・容器の使用量、商品販売額を記入 → 3-1の回答欄（P4）を記入する

・委託して生産した場合、委託者を食料品製造業と見なして記入 → 業種 「1. 食料品」に○を付ける

内訳

- びんの使用量 無色びん 1本100g × 10万本 = 10,000kg → ③
- 商品販売額 1,000百万円 → ①
- : 全て家庭向けに販売し、回収していない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

②食料品の輸入販売（国内で分配充填）

- ・ 輸入食料品の年間販売額 3億円
 - ・ ジャムを輸入し国内で無色のガラスびんに充填し販売
 - ・ びんは全て購入
- * 特定容器の利用に該当
↓
→ 2の回答欄(P3)のアのaに○を付ける
- ・ 商品販売額を記入 → 3-1の回答欄(P4)を記入する
 - ・ 商品を輸入し国内で分配、販売した場合も、
自らが商品を製造したと見なす → 業種 「1. 食料品」に○を付ける

内訳

- びんの使用量 無色びん1本 50g × 100万本 = 50,000kg → ③
- 商品販売額 300百万円 → ①
- : 全て家庭向けに販売し、回収はしていない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

注 ①委託生産、②輸入販売ともに3-1の回答欄で業種が「1. 食料品」、容器が「無色びん」と同じであるため、回答欄には、①、②の各数値の合計を記入 (例: ③ → ①+②=10,000kg+50,000kg=60,000kg)

③酒類（びん入り）の輸入販売

- ・ 輸入品の年間販売額 2億円
 - ・ その他の色びん入りのワインを輸入して販売
- * 特定容器の利用・製造等に該当
↓
→ 2の回答欄(P3)のイのcに○を付ける
- ・ 容器の使用量、商品販売額を記入 → 3-2の回答欄(P6)を記入する
 - ・ 容器に入った商品を輸入した場合、
自らが商品を製造したと見なす → 業種 「3. 酒類」に○を付ける

内訳

- びんの使用量 その他色びん 1本100g × 1万 = 1,000kg → ③
- 輸入商品年間販売額 200百万円 → ①
- : 全て家庭向けに販売し、回収していない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

記入例 5. 副業で容器を利用している場合（造船会社のケース）

ポイント： 1の回答欄では、容器包装を利用・製造等していない業務の販売額を含めた全業務の販売額を記入する。一方、3の回答欄では、容器包装を利用している副業に関してのみ記入する。

○事業規模：従業員数：100人
：総販売額：100億円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：

→ 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

：主たる業務

輸送用機械器具製造業（鋼船製造・修理業）

・ 鋼船の製造・修理①（Ⅲ. 製造業）

：従たる業務 食料品製造業

・ 副業として食料品を製造し、無色のガラスびんに入れて販売②（Ⅲ. 製造業）

業務 → 「Ⅲ. 製造業」に○をつける

販売額 → 100 億 00 百万円

①鋼船の製造・修理・・・容器包装の利用なし。

→ 2の回答欄以降の記入必要なし

②食料品の生産販売

・ 食料品の年間出荷（販売）額 10億円

・ 食料品を無色のガラスびんに入れて販売

→ *特定容器の利用に該当

・ びんはすべて購入

→ 2の回答欄(P3)のアのaに○を付ける

・ 容器の使用量、商品販売額等を記入

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する

→ 業種 「1. 食料品」に○を付ける

内訳

●びんの使用量 無色びん 1本100g × 100万 = 100,000kg → ③
商品販売額 1,000百万円 → ①
: 全て家庭向けに販売し、回収していない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

記入例 6. 容器の利用・製造等に関係ない場合（製鉄会社のケース）

ポイント： 簡易回答票に回答する必要がある。

棒鋼の生産

・ 容器の利用も製造も行っていない。 → 簡易回答票に回答

○ 事業規模：従業者数：500人
：総販売額：900億円 → 設問(1.、2.)に記入

○ 業務内容：鉄鋼業(高炉による製鉄業) → 1の設問「貴社（あなた）の業務の内容とその販売額」の該当する業務に販売額を記入

：出荷(販売)額900億円 →「Ⅲ. 製造業」に 900 億 00 百万円

↓
記入終了

記入例 7. 事業所内部で製袋化し、商品を詰めている場合
(製薬会社のケース)

ポイント： 利用事業者側から見たインプラントの考え方がポイント。
原反を購入して製袋化する場合、容器利用と容器製造等に対する義務が発生する。一方、何らかの加工が施された材料を購入して製袋化する場合、容器利用に対する義務のみ発生する。

○事業規模：従業者数：300人
：総販売額：20億円 → フェイスシートに記入

○業務内容：主たる業務（医薬品製造業）のみ → 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入
業務 → 「Ⅲ. 製造業」に○を付ける
販売額 → 20億00百万円

- ・ プラの原反を購入し、事業所内で製袋化して、医薬品を詰めて販売①
- ・ 印刷が施されたプラシートを購入し、事業所内で製袋化して、医薬品を詰めて販売②

事業所内部で製袋し、商品を入れて販売

- ・ 医薬品の年間販売額 20億円

* 特定容器の利用・製造等に該当

- ・ 医薬品をプラ製容器に入れて販売
プラ製容器は、原反を購入① → 2の回答欄(P3)のイのfに○を付ける

* 特定容器の利用に該当

- ・ 医薬品をプラ製容器に入れて販売
プラ製容器は、印刷がほどこされた → 2の回答欄(P3)のアのfに○を付ける

- ・ 容器の使用量、商品販売額等を記入
①について → 3-2の回答欄(P6)を記入する
→ 業種 「5. 医薬品」に○を付ける

- ②について → 3-1の回答欄(P4)を記入する
→ 業種 「5. 医薬品」に○を付ける

内訳

●①について（3-2の回答欄）

プラ製容器使用量 1個 70g × 50万個 = 35,000kg → ③

（業務用 15,000kg（うち回収 5,000kg） } ⑥ → 5,500kg
家庭用 20,000kg（うち回収 500kg） } ⑦ → 10,000kg

商品販売額 1個2,000円 × 50万個 = 1,000百万円 → ①

●②について（3-1の回答欄）

プラ製容器使用量 1個 60g × 50万個 = 30,000kg → ③

（業務用 25,000kg（うち回収 5,000kg） } ⑥ → 5,000kg
家庭用 5,000kg（うち回収 0kg） } ⑦ → 20,000kg

商品販売額 1個2,000円 × 50万個 = 1,000百万円 → ①

記入例 8. 利用事業者以外の者から容器製造に関する委託があった場合
(紙・プラ製容器製造・加工会社のケース)

ポイント： 製造事業者側からみたインプラントの考え方がポイント。
原反のまま利用事業者に納入する場合は、特定容器の製造等には該当しない。一方、ラミネート加工、印刷など何らかの加工を最初に施して容器を納入する場合は、受委託の関係において容器の形状、材質等を決定した者が容器製造等事業者になる。

○事業規模：従業員数： 30人
：総販売額： 4億円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：主たる業種のみ

→ 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

業務 → 「Ⅲ. 製造業」に○を付ける

販売額 → 4億00百万円

- ・ プラ製の原反を製造して、食料品製造業者に納入①
- ・ プラ製の原反を購入し、容器を製造・加工して、利用事業者ではない委託元に納入②

①原反のまま利用事業者（例えば食料品製造）に納入

- ・ プラ製容器の年間販売額 3億円（50万個）

→ * 特定容器の利用・製造等に該当しない



2の回答欄(P3)のエのfに○を付ける

②委託された容器を製造・加工し、利用事業者ではない委託元に納入し、委託元が利用事業者（例えば精密機械製造業）に出荷

- ・ プラ製容器の年間販売額 1億円（20万個）

(容器の形状、材質等は委託元が指示) → * 特定容器の利用・製造等に該当しない

(" 自社(受託者が決定)) → * 特定容器の製造等に該当



→ 2の回答欄(P3)のキのfに○を付ける

- ・ プラ製容器は委託元が精密機械製造業に出荷 → 4の回答欄(P8)を記入する

→ 出荷対象業種 「8. その他」に○を付ける

記入例 9. 商品に複数の容器包装を用いる場合（化粧品会社のケース）

ポイント： 多重容器等の①：容器包装利用商品販売額は、各容器とも当該商品の販売額の全額を記入する。

○事業規模：従業者数： 50人
：総販売額：2.25億円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：主たる業務(化粧品製造)のみ → 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

業務 → 「Ⅲ. 製造業」に○を付ける
販売額 → 2億25百万円

- ・化粧品をプラ製容器に入れ、さらに紙製容器に入れて販売

商品に複数の容器包装を付して販売

・化粧品の年間販売額 2.25億円（15万個）

・化粧品をプラ製容器に入れ、さらに紙製容器に入れて販売

→ * 特定容器の利用に該当
↓

・プラ製容器、紙製容器を全て購入

→ 2の回答欄(P3)アのe、fに○を付ける

・容器の使用量、商品販売額等を記入

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する
→ 業種「6. 化粧品等」に○を付ける

内訳

●紙製容器について

紙製容器使用量	1個	5g × 15万個 = 750kg	
		輸出用	250kg → ②
		国内利用量	500kg → ③
		業務用	0kg
		家庭用	500kg (うち回収100kg) } ⑥ → 100kg
			⑦ → 0kg
商品販売額	1個	1,500円 × 15万個 = 225百万円	→ ①

● プラ製容器について

プラ製容器使用量 1個 $20\text{g} \times 15\text{万個} = 3,000\text{kg}$

輸出用 $1,000\text{kg}$ → ②

国内利用量 $2,000\text{kg}$ → ③

$\left. \begin{array}{l} \text{業務用} \quad 0\text{kg} \\ \text{家庭用} \quad 2,000\text{kg} (\text{うち回収 } 90\text{kg}) \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{⑥} \rightarrow 90\text{kg} \\ \text{⑦} \rightarrow 0\text{kg} \end{array}$

商品販売額 1個 $1,500\text{円} \times 15\text{万個} = 225\text{百万円}$ → ①

記入例 10. 小売に際してレジ袋を用いる場合（スーパーのケース）

ポイント： レジ袋等に関しては、どの業種の商品を入れていても、すべて小売業で使用されたと考える。
また、容器利用商品販売額には、袋に入れて販売したものの全額を記入する。

○事業規模：従業者数： 4人
：総販売額： 2千万円 → フェイスシートに記入

○業務内容：主たる業務（小売）のみ → 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入
業務 → 「IV. 卸・小売業」に○を付ける
販売額 → 20百万円

①小売に際してのレジ袋を用いる。

・レジ袋に入れた年間販売額 15百万円
・レジ袋は全て購入 → *特定容器の利用に該当

↓
→ 2の回答欄(P3)のアのfに○を付ける

↓
・容器の使用量、商品販売額等を記入 → 3-1の回答欄(P4)を記入する
→ 業種「7. 小売業」に○を付ける

内訳

●レジ袋使用量 1枚5g × 10万枚 = 500kg → ③
全て家庭向けで、回収せず。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg
商品販売額 15百万円 → ①

②袋を用いずに商品を販売（マイバック購入）

・年間販売額 5百万円 → *容器包装の利用・製造等に該当しない

記入例 11. 自ら輸入した商品を小売する場合(輸入小売専門店のケース)

ポイント： ㊦容器を付した商品を自ら輸入し、それを小売する際に新たに㊧容器包装を付した場合、㊦は当該商品の業種として利用と製造等に対する義務が発生し、㊧は小売業として利用に対する義務が発生する。

○事業規模：従業者数： 40人

：総販売額： 4億円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：主たる業務（小売）のみ

→ 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

業務 → 「IV. 卸・小売業」に○を付ける

販売額 → 4億00百万円

- ・ プラ製容器が付された化粧品を輸入し、販売（小売）時に、紙製包装を付す。

自ら化粧品を輸入して小売する

- ・ 化粧品の年間販売額 4億円（20万個）

- ・ プラ製容器が付された化粧品を輸入し、販売（小売）時に、紙製包装を付す。

①輸入時のプラ製容器について

→ * 特定容器の利用・製造等に該当

プラ製容器は、輸入時に商品に付されている。

→ 2の回答欄(P3)のイのfに○を付ける

→ 3-2の回答欄(P6)を記入する

→ 業種 「6. 化粧品等」に○を付ける

②小売時の紙製包装について

→ * 特定包装の利用に該当

紙製包装は全て購入

→ 2の回答欄(P3)のアのgに○を付ける

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する

→ 業種 「7. 小売業」に○を付ける

内訳

●プラ製容器について (①)

プラ製容器使用量 1個 20g × 20万個 = 4,000kg → ③
 { 業務用 0kg } ⑥ → 200kg
 { 家庭用 4,000kg (うち回収 200kg) } ⑦ → 0kg
商品販売額 1個2,000円 × 20万個 = 400百万円 → ①

●紙製包装について (②)

紙製包装使用量 1個 5g × 20万個 = 1000kg → ③
 { 業務用 0kg } ⑥ → 200kg
 { 家庭用 1,000kg (うち回収 200kg) } ⑦ → 0kg

記入例 12. 事業所で自ら商品を製造し販売している場合(ケーキ店のケース)

ポイント： 製造小売を行っている場合は、小売業としてそれぞれ回答する。

○事業規模：従業者数： 4人
：総販売額： 2千万円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：製造小売は、小売業にあたる → 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

※ただし、飲食^{サービス}があり、飲食業の方が主業であれば、飲食店となる

業務 → 「IV. 卸・小売業」に○を付ける
販売額 → 20百万円

・ ケーキの製造・販売

ケーキの製造・販売

- ・ 年間販売額 2千万円
- ・ ケーキにプラフィルム、アルミシートを付け、箱に入れて販売

①紙箱について

- ・ 紙箱は全て購入

→ * 特定容器の利用に該当

→ 2の回答欄(P3)のアのeに○を付ける

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する

→ 業種 「7. 小売業」に○を付ける

②プラフィルムについて

- ・ プラフィルムは全て購入

→ * 特定包装の利用に該当

→ 2の回答欄(P3)のアのhに○を付ける

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する

→ 業種 「7. 小売業」に○を付ける

③アルミシートについて

→ * 特定容器包装に該当しない

内訳

●①紙箱について

紙箱使用量 1箱 100g × 1万箱 = 1,000kg → ③

商品販売額 1個2,000円 × 1万個 = 20百万円 → ①

: 全て家庭向けに販売し、回収していない。----- ⑥ ⑦ → 0kg

●②プラフィルムについて

プラフィルム使用量 1枚 5g × 1万枚 = 50kg → ③

: 全て家庭向けに販売し、回収していない。----- ⑥ ⑦ → 0kg

記入例 13. 農家が農作物を消費者に直販している場合

ポイント：①農林業や漁業を営んでいる場合、1の回答欄ではⅠ. Ⅱ. に回答し、容器包装を付している場合、3の回答欄では、「7. 小売業」として回答する。
②法人でなく、個人であっても回答する。

○事業規模：従業者数： 6人

：総販売額： 5千万円

→ フェイスシートに記入

○業務内容：主たる業務(農林業)のみ

→ 1の回答欄の業務に○を付け、販売額を記入

- ・米をプラ製袋に入れ、段ボールに入れて消費者に直販①

業務 → 「Ⅰ. 農林業」に○を付ける

販売額 → 50百万円

- ・生しいたけをプラスチックのネットに入れ、段ボールに入れて消費者に直販②

①米の製造・販売

・年間販売額 40百万円

・プラ製袋に入れ、段ボールに入れて販売

→ * 特定容器の利用に該当

↓

・プラ製袋を全て購入
(*段ボールは対象外)

→ 2の回答欄(P3)のアのfに○を付ける

↓

・容器の使用量、商品販売額等を記入

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する

→ 業種 「7. 小売業」に○を付ける

内訳

●プラ製容器使用量 1袋 10g × 2万袋 = 200kg → ③

商品販売額 1袋2,000円 × 2万袋 = 40百万円 → ①

：全て家庭向けに販売し、回収していない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

②生しいたけの製造・販売

- ・年間販売額 10百万円
- ・プラスチック製ネットに入れ、段ボールに入れて販売

→ * 特定容器の利用に該当

↓

- ・プラ製ネットは全て購入 (*段ボールは対象外)
- ・容器の使用量、商品販売額等を記入

→ 2の回答欄(P3)のアのfに○を付ける

↓

→ 3-1の回答欄(P4)を記入する

→ 業種「7.小売業」に○を付ける

内訳

● プラ製容器使用量 1袋 5g × 2万袋 = 100kg → ③

商品販売額 1袋 500円 × 2万袋 = 10百万円 → ①

: 全て家庭向けに販売し、回収していない。 ----- ⑥ ⑦ → 0kg

注 ①米の製造・販売、②生しいたけの製造・販売ともに3-1の回答欄で業種が「7.小売業」、容器が「f.プラスチック製容器」と同じであるため、回答欄には、①、②の各数値の合計を記入
(例: ③→①+②=200kg+100kg=300kg)

Ⅲ. 容器包装利用・製造等実態調査の実施スケジュールについて

調査の実施

6月20日～21日 調査票発送

7月19日 締切り

再商品化義務量算定作業

7月中旬
）
9月上旬

- ・ 情報処理
- ・ 調査結果分析、容器包装リサイクル法上の主務大臣が定めることとなっている数値の素案作成

9月中旬 関係省庁協議

9月中旬 経済産業省の審議会にて意見聴取

年度内 容器包装リサイクル法上主務大臣が定めることとなっている数値の確定・公表（官報掲載）